

復興産業集積区域における固定資産税等課税免除申請書

令和 年 月 日

名 取 市 長 あて

(申告者)
住所又は所在地 〒

(フリガナ)
氏名又は名称

電 話 — —

名取市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例第3条第1項の
規定により関係資料を添えて下記のとおり申請します。

記

復興推進事業の内容						
課税免除を受ける年度		令和 年度	指定内容	東日本大震災復興特別区域法第（37・39・40）条		
土地	所在地	地目	地積	取得年月日	土地を敷地とする家屋の 建設着手（予定）年月日	
			m ²	. .	. .	
			m ²	. .	. .	
			m ²	. .	. .	
家屋	所在地	家屋番号	構造	延床面積	取得年月日	種類（用途）
				m ²	. .	
				m ²	. .	
				m ²	. .	
償却資産	資産の名称	資産の種類	数量	耐用年数	取得年月日	取得価額
				年	. .	円
				年	. .	円
				年	. .	円

※ 「指定内容」の欄について、指定を受けた特例条文に該当するものを○で囲んでください。

※ 本申告書のほか添付書類が必要となります。詳しくは裏面「◎ 提出書類」をご参照ください。

※ 「土地・家屋・償却資産」の欄には、新たな課税免除対象資産のみを記載し、前年度以前から継続する課税免除対象資産（最大5年度分適用）については、別紙「復興産業集積区域における課税免除適用管理表」に記載ください。

（継続して課税免除の適用を受ける資産のみを申告される場合であっても、「土地・家屋・償却資産」の欄以外を記入、押印のうえ、本申告書をご提出ください。）

◎ 提出書類

復興産業集積区域における固定資産税等課税免除の申請に当たっては、次の書類をご提出ください。

(1) 復興産業集積区域における固定資産税等課税免除申請書

- ※ 「土地・家屋・償却資産」の欄には、新たな課税免除対象資産のみを記載し、前年度以前から継続する課税免除対象資産（最大5年度分適用）については、下記(2)の課税免除適用管理表に記載してください。
- ※ 継続して課税免除の適用を受ける資産のみを申請される場合は、「土地・家屋・償却資産」の欄以外を記入、押印し、毎年提出してください。

(2) 復興産業集積区域における課税免除適用管理表

- ※ 資産を取得した年（課税免除の対象年度）ごとに作成してください。

(3) 指定書の写し 及び 指定申請書書類（指定事業者事業実施計画書含む）の写し

- ※ 指定事業者事業実施計画書の変更等があった場合は、最新のもの。
- ※ 次年度以降の申告において、指定事業者事業実施計画書等に変更がなければ省略可。

(4) 復興推進事業の実施に係る認定書の写し 及び 復興推進事業に関する実施状況報告書の写し

- ※ 上記(1)の申告書に記載された資産について、認定を受けたことがわかる事業年度分のもの。
- ※ 継続して課税免除の適用を受ける資産のみを申告される場合は、平成31年1月2日から令和2年1月1日までについて認定を受けたことがわかる事業年度分のもの。
- ※ 次年度以降の申告において、指定の有効期間満了のため認定書が未交付の場合は、両方提出不要。

(5) 法人税（所得税）確定申告書の写し 及び

減価償却明細書（別表16、特別償却の付表（震一、震三）等）の写し

- ※ 上記(1)の申告書に記載された資産について、国税上の特例措置（特別償却等(*)）の適用を受けたことがわかる事業年度分のもの。
- ※ 継続して課税免除の適用を受ける資産のみを申請される場合は、平成31年1月2日から令和2年1月1日について国税上の特例措置（特別償却等(*)）の適用を受けたことがわかる事業年度分のもの。
- ※ 国税上の特例措置（特別償却等(*)）の適用を受けていない場合は、確定申告書の写し及び明細書の写しに替えて「特別償却不履行理由書（任意様式）」。
- ※ 土地については、(5)の各書類は不要。
- (*) 特別償却等とは、復興特区法第37条、第39条又は第40条により指定を受けた個人・法人・連結法人等が、当該事業用の資産について、所得税・法人税の計算上、特別償却又は税額控除ができるものをいいます。

(6) 配置図、平面図等（課税免除の対象となる土地、家屋の面積・部屋名等が明示されているもの）

- ※ 次年度以降の申告において、変更等がなければ省略可。

(7) その他必要と認める書類

- ◆ 上記(1)及び(2)の記載欄が不足する場合などは、様式の申請内容が満たされている任意様式を別紙で作成し、提出いただいても構いません。
- ◆ 上記(4)及び(5)の書類について、事業年度が賦課期日（1月1日）以後等の理由で、申告時に未交付（未申告）の場合は、交付（申告）後速やかにご提出ください。なおこの場合、上記(2)の「摘要」の欄に、提出予定日を記載してください。